

## 令和7年度 市民後見人養成基礎講座開催要領

- 1 目的 成年後見制度の理念や基礎的な知識を習得し、判断能力が十分ではない方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」として活動できる人材を養成することを目的とする。
- 2 日時 令和7年  
11月 4日(火) 13:00～16:30  
12日(水) 13:30～16:45  
13日(木) 13:30～17:00  
14日(金) 13:30～16:45  
18日(火) 13:30～16:45  
26日(水) 13:30～16:50  
27日(木) 10:00～16:40 全7回(23時間)  
※講座開始前日までに事前面接を行う予定です。
- 3 会場 富山市総合社会福祉センター 2階203号室(今泉83-1)
- 4 内容 別紙「令和7年度 市民後見人養成基礎講座日程表」参照
- 5 受講要件 次のすべてに該当する方  
(1)富山市在住または上市町在住の年齢25歳以上の方  
(2)成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意のある方  
(3)社会貢献に意欲をもち、後見人として活動を希望される方(第三者後見人受任者、後見業務の養成研修を有する団体に所属している方を除く)  
(4)原則としてすべての科目を受講できる方
- 6 受講定員 30名(申込多数の場合は抽選)
- 7 受講料 無料
- 8 受講修了者について  
(1)養成講座修了者には修了証書を交付します。  
(2)養成講座修了者を対象としたフォローアップ研修に参加できます。  
(3)養成講座修了者は、市民後見人になるための実務経験として規定している、成年後見制度に関する活動の紹介を受けることができます。
- 9 その他  
(1)本講座は、家庭裁判所に推薦できる高い見識と社会貢献への熱意をもった人材を育成するもので、本講座の受講のみで後見人の資格を得られるというものではありません。講座修了後、日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する活動を一定期間行い、後見人候補者として本会に登録され(市民後見人バンク)、本会から家庭裁判所へ推薦する必要があります。  
(2)後見人として就任し、活動を始めるためには、家庭裁判所に選任される必要があります。